

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)	
資産の部	
固定資産	873,529
有形固定資産	578,402
製造設備	103,187
供給設備	342,198
業務設備	64,946
附帯事業設備	5,714
休止設備	1,532
建設仮勘定	60,822
無形固定資産	4,766
特許権	4
借地権	3,084
その他無形固定資産	1,677
投資その他の資産	290,360
投資有価証券	93,600
関係会社投資	102,582
関係会社長期貸付金	62,027
出資金	10
長期前払費用	6,558
前払年金費用	15,489
その他投資金	11,066
貸倒引当金	△975
流動資産	204,847
現金及び預金	32,250
受取手形	912
売掛金	69,422
関係会社売掛金	5,559
未収入金	14,293
製品	106
原料	17,084
貯蔵品	7,430
関係会社短期貸付金	14,432
関係会社短期債権	3,807
繰延税金資産	9,765
デリバティブ	20,526
その他流動資産	9,816
貸倒引当金	△560
繰延資産	60
社債発行差金	60
資産合計	1,078,437

(単位:百万円)	
負債の部	
固定負債	316,585
社債	174,700
長期借入金	118,681
繰延税金負債	8,147
退職給付引当金	3,345
ガスホルダー修繕引当金	1,690
その他固定負債	10,020
流動負債	243,679
1年以内に期限到来の固定負債	56,174
買掛金	15,983
未払金	20,836
未払費用	48,364
未払法人税等	33,143
前受金	7,140
預り金	1,226
関係会社短期借入金	25,467
関係会社短期債務	14,332
繰延ヘッジ利益	20,526
その他流動負債	481
負債合計	560,265
資本の部	
資本金	132,166
資本剰余金	19,521
資本準備金	19,482
その他資本剰余金	38
自己株式処分差益	38
利益剰余金	326,216
利益準備金	33,041
特定資産買換等圧縮積立金	216
特定ガス導管工事償却準備金	1,306
海外投資等損失準備金	6,203
原価変動調整積立金	89,000
別途積立金	62,000
当期末処分利益	134,448
株式等評価差額金	42,823
その他有価証券評価差額金	42,823
自己株式	△2,556
自己株式	△2,556
資本合計	518,171
負債・資本合計	1,078,437

(注記) 1.重要な会計方針

- 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
- 有価証券の評価は、次によっております。

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
	時価のないもの 移動平均法による原価法
- 製品の評価は、総平均法による原価法、原料及び貯蔵品の評価は、移動平均法による原価法によっております。
- デリバティブの評価は、時価法によっております。
- 重要な引当金の計上は、次によっております。

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
ガスホルダー修繕引当金	球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実績額に基づく次回修繕見積額を、次回修繕までの期間に配分計上しております。
- 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,634,246百万円
- 関係会社投資のうち 子会社株式 73,560百万円
- 関係会社に対する金銭債権・金銭債務のうち子会社に対するものは、次のとおりであります。

長期金銭債権	83,038百万円	短期金銭債務	39,597百万円
短期金銭債権	22,007百万円		
- ガスホルダー修繕引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
- 偶発債務

保証債務	31,358百万円
社債及び借入金の債務履行引受契約等に係る偶発債務	21,412百万円
- 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 42,823百万円

損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

費用		(単位:百万円)	収益		(単位:百万円)
経常損益の部	売上原価	284,604	製品売上	613,825	
	期首たな卸高	90	ガス売上	613,825	
	当期製品製造原価	288,202			
	当期製品仕入高	0			
	当期製品自家使用高	3,582			
	期末たな卸高	106			
	(売上総利益)	(329,220)			
	供給販売費	212,382	営業雑収益	132,997	
	一般管理費	58,679	受注工事収益	31,211	
	(事業利益)	(58,158)	器具販売収益	98,669	
	営業雑費用	126,274	その他営業雑収益	3,116	
	受注工事費用	30,608	附帯事業収益	39,526	
	器具販売費用	95,666	自動通報サービス事業収益	5,383	
	附帯事業費用	27,789	電気供給事業収益	7,524	
自動通報サービス事業費用	4,399	LNG販売事業収益	4,965		
電気供給事業費用	7,446	その他附帯事業収益	21,653		
LNG販売事業費用	5,389				
その他附帯事業費用	10,554	営業外収益	12,277		
(営業利益)	(76,619)	受取利息	767		
営業外費用	6,856	受取配当金	1,867		
支払利息	1,414	貸付料収入	1,422		
社債利	3,232	投資有価証券売却益	4,896		
社債発行差金償却	4	雑収入	3,324		
社債発行費償却	91				
デリバティブ費用	937	特別利益	28,648		
雑支出	1,176	固定資産売却益	132		
(経常利益)	(82,040)	関係会社投資有価証券売却益	5,491		
		LNG取扱業務設備精算益	23,024		
特別損益の部					
(税引前当期純利益)	(110,689)				
法人税等	31,800				
法人税等調整額	8,256				
当期純利益	70,632				
合計	827,277	合計	827,277		
	当期純利益	70,632			
	前期繰越利益	111,592			
	自己株式消却額	39,978			
	中間配当額	7,798			
	当期末処分利益	134,448			

(注記) 1. 子会社との取引高 売上高 25,468百万円 仕入高 81,107百万円 営業取引以外の取引高 44,702百万円
2. 1株当たりの当期純利益 31円67銭

利益処分案

当期末処分利益	134,448,328,366円
特定ガス導管工事償却準備金取崩し	370,875,076円
海外投資等損失準備金取崩し	1,020,800円
合計	134,820,224,242円
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金	7,796,321,936円
(1株につき3円50銭)	
[普通配当 3円]	
[創業100年記念配当 50銭]	
取締役賞与金	60,000,000円
海外投資等損失準備金	33,816,418円
次期繰越利益	126,930,085,888円

- (注) 1.平成17年11月30日に7,798,388,759円(1株につき3円50銭。内、創業100年記念配当50銭)の中間配当を実施いたしました。
2.特定ガス導管工事償却準備金の取崩し額と、海外投資等損失準備金の取崩し額および積立て額は、租税特別措置法の規定に基づくものであり、税効果相当分調整後の金額により表示しております。
3.その他資本剰余金の全額は、次期に繰り越すことといたします。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月27日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 園 木 宏 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 橋 弘 美 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北 本 敏 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第188期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第188期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。
- (3) 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年4月28日

大阪瓦斯株式会社 監査役会

監 査 役(常勤) 岡 嶋 保 ㊟

監 査 役(常勤) 和 田 秋 夫 ㊟

監 査 役 島 田 禮 介 ㊟

(注) 監査役 島田禮介は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。